

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、事業を通じてお客様にほっとしたやすらぎと笑顔いっぱいのだんらんを提供するとともに、株主・従業員・取引先等、すべてのステークホルダーとの良好な関係の構築を重視することによる企業価値の向上を目指すことにあります。当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は以下の通りです。

原則1. 株主の権利・平等性の確保

当社は株主の権利と平等性を確保することを通して、株主との良好な関係を構築・維持し、当社の最高意思決定機関である株主総会において実質的に平等性を確保し適切に権利を行使できる環境の整備を行います。株主の権利と平等性の確保にあたっては、株主が権利行使に必要な情報の提供を行うのみならず、株主が権利行使をする上で必要となる情報を整理し提供することを含みます。

また、株主の利益を害する懸念を惹起させるような取引に関してはその重要性や性質に応じて適切な手続を踏んで意思決定を行います。

原則2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は従業員・取引先等、すべてのステークホルダーとの良好な関係の構築に努めています。ステークホルダーとの関係の構築においては、経営理念・企業行動指針に基づき、ステークホルダーとの適切な協働を通して社会全体に利益をもたらすことに努めます。

原則3. 適切な情報開示と透明性の確保

株主を含めた全てのステークホルダーとの間で中長期的に良好な関係を構築するためには、ステークホルダーから正しく理解される必要があると考えています。そのために、法令や規則などによって求められた情報の開示のみならず、ステークホルダーにとって有用性の高い情報を非財務情報も含め、能動的に継続的に開示していくことに努めています。

原則4. 取締役会等の責務

取締役会は、事業を通じてお客様にほっとしたやすらぎと笑顔いっぱいのだんらんを提供するとともに、株主・従業員・取引先等、すべてのステークホルダーとの良好な関係の構築を重視することによって企業価値の向上を促し、経営陣の職務執行を監視監督し、規律ある経営体制を確保し、株主に対する受託者責任・説明責任を果たします。また、取締役会に加えて監査役会を設置し、各監査役が取締役の職務執行を監査し、独立性の高い監査役会が会計監査人と協働することにより、監査体制をより強固かつ実効的なものとしています。

・取締役会の責務

取締役会は1名の独立社外取締役を含む5名の取締役により構成されています。取締役会は客観的かつ長期的な展望で、会社にとって重要な経営方針・戦略の策定及び決定、及び経営陣の業務執行の監督を行っています。各取締役は現時点においてもそれぞれ専門分野を有し、自由闊達で建設的な議論を行っていますが、取締役会の機能の更なる向上のため、今後は積極的に選任・解任や報酬決定の方針・手続の明確化などに努めます。

・監査役会の責務

監査役会は2名の独立社外監査役を含む3名の監査役により構成されています。監査役会は取締役の職務執行を監督し、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などを行うことを通して、独立した客観的な立場において適切な判断を行っています。

原則5. 株主との対話

当社は中長期的に株主との関係を構築するため、資本提供者の目線からの経営分析や意見を吸収する機会を合理的な範囲で積極的に行う方針です。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

[原則1－2. 株主総会における権利行使]

<補充原則1－2①><補充原則1－2②>

当社では、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を十分な検討期間を確保できるように提供すべきと考えております。今後は招集通知については、取締役会決議の後、当社ウェブサイト及び東京証券取引所・適時開示情報閲覧サービスにて開示してまいります。

<補充原則1－2④>

当社は、機関投資家や海外投資家の株式保有比率を勘案し、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳については現時点では導入しておりません。今後の動向、株主構成を考慮しながら検討を進めてまいります。

[原則3－1. 情報開示の充実]

ステークホルダーから正しく理解されるため、ステークホルダーにとって有用な情報は能動的に開示していくよう努めてまいります。

1. 企業理念、経営理念、事業理念、中長期ビジョン等を当社ウェブサイトに掲載しております。

2. コーポレートガバナンスの基本方針を当社ウェブサイト、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。

3. 取締役及び監査役の報酬等については、社内規程等において決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。なお、報酬決定に関する具体的方針と手続については今後検討してまいります。

4. 取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続については社内規程等で定めておりませんが、下記(1)～(3)を総合的に判断し指名の手続きを行っております。また、社外役員の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人

の関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。なお、社外役員の選任理由については株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

(1) 取締役候補の選定について…当社の企業理念・経営理念に基づき、管掌部門の問題を適確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行います。

(2) 監査役候補の選定について…当社の企業理念・経営理念に基づき、取締役の職務を執行・監査し、法令または定款違反を未然に防止するとともに、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、選定及び指名を行います。

(3) 社外役員候補の選定について…社外役員は東京証券取引所の定める独立性の要件に従うとともに、豊富な知識と経験を有していること、当社が抱える課題の本質を把握し、適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行います。

5. 取締役・監査役候補の選任理由については今後株主総会招集通知にて開示してまいります。

<補充原則3-1②>

当社は、海外投資家の株式保有比率を勘案し、英語での情報の開示・提供については現時点では行っておりません。今後の動向、株主構成を考慮しながら検討を進めてまいります。

[原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)]

<補充原則4-1③>

当社は、最高責任者である代表取締役社長の後継者の計画を現時点では定めておりません。人格・見識・実績等を勘案して適当と認められる者の中から選定することとしております。

[原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)]

<補充原則4-2①>

当社の取締役・経営陣の報酬は、原則3-1に記載のとおり決定しております。持続的な成長に向けた、健全なインセンティブの一つとして機能するような当社取締役・経営陣の報酬設定については今後の検討課題と考えております。

[原則4-3③. 取締役会の役割・責務(CEO解任手続)]

当社は、CEOを解任するための一律の評価基準や解任要件は定めておりません。

万一、CEOが法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くした上で、決議することとなります。

[原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用]

当社の取締役会には、現在独立社外取締役1名が選任され、その知見に基づき経営方針や経営改善について意見・助言を行い、重要な意思決定にも独立社外取締役としての立場から監督を行っており現段階において1名ではありますが、その責務は十分に果たしていると考えております。

但し、今後、当社の業種・規模・事業特性・機関設計・環境等の変化に応じて、独立社外取締役を増員、及び候補者選任の必要性については検討してまいります。

<補充原則4-8①>

当社では、現時点での独立社外取締役は1名ですが、取締役会以外でも他の取締役と連絡を取り合い、意見交換を行っております。

また、社外監査役とも様々な意見交換を行い、独立した客観的な立場での情報交換や認識共有を図っております。

<補充原則4-8②>

当社では、現時点での独立社外取締役は1名でありますので、今後独立社外取締役を増員した場合に検討いたします。

[原則4-10. 任意の仕組みの活用]

<補充原則4-10①>

当社は、任意の指名・報酬委員会などの独立した諮問委員会を設置していませんが、取締役候補の選任や取締役の報酬については、取締役会の決議に先立ち、独立社外取締役に対し説明を行い、適切な助言を得ております。指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は適切に機能しているものと考えております。

[原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

<補充原則4-11①>

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しており、その基準については、原則3-1の記載のとおりであります。今後は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模をより意識した体制を講じてまいります。

<補充原則4-11③>

取締役会は、現時点において活発な審議と迅速な意思決定ができるよう、業務全般を把握し活動できるバランス感覚と実績、決断力を有する、多様な専門性を持ったメンバーで構成されており、監査役においては財務・会計の知見を有する者等、当社の経営方針の決定や業務遂行の監督などの役割を十分に果たせる者を選任しております。

取締役会全体の実効性についての分析・評価、及びその結果の開示は、今後の検討課題と認識しております。

[原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング]

<補充原則4-14②>

当社では、十分な知見を有した取締役・監査役がその任についていると考えています。現在のところ、取締役・監査役の就任に際してのその役割や責務の説明以外にトレーニングの必要性は認識しておりませんが、今後、必要に応じて検討してまいります。

[原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表]

現在は、将来の成長に向けた基盤作りに注力していることから、資本コストを超える収益性・効率性を実現するに至っておりません。今後につきましては、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けて、経営戦略の大きな方向性に関する議論をさらに深めるとともに、新たな経営戦略・経営目標等に関する検討をすすめてまいります。

当社のコーポレートガバナンスに対する取り組みについては、本報告書のほか、株主総会招集通知、有価証券報告書、当社ウェブサイトなどに掲載しておりますのでご参照ください。コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示事項は、次の通りです。

[原則1－4. いわゆる政策保有株式]

・上場株式の取得・保有の考え方

当社は、円滑な協業関係の構築・維持のための手段の一つとして、他社の株式・持分を取得・保有する場合がありますが、その保有規模は必要最低限とし、新たに取得する際には取締役会にて取得の是非を審議しております。また、保有する株式・持分ごとに毎年、投資先企業の経営状況について各社の業績を確認することとし、上場会社の株式については、保有意義や採算性の観点を踏まえた保有の是非の判断や保有方針の見直しをし、その保有については縮減に努めることを基本方針としております。

・上場株式に関する議決権行使の考え方

当社では、円滑な協業関係の構築・維持を図るとともに、投資先企業及び当社の中長期的な価値向上の観点から、投資先企業に対する議決権について、各社の経営状況等を定量・定性両面から検討のうえ、各議案について適切に行使することとしています。

[原則1－7. 関連当事者間の取引]

当社は、関連当事者との取引を実施する際には、取締役会において、その取引の公正性・妥当性・適正性の観点から審議し決議を行います。取締役会にて承認決議された後、取締役会にてその関連当事者との取引状況について報告します。

[原則2－6. アセットオーナーとしての機能強化]

当社はコードが想定している基金型・規約型の確定給付年金及び厚生年金基金を制度として導入しておりません。

[原則4－1. 取締役会の役割・責務(1)]

<補充原則 4－1①>

取締役会の決議を有する事項及び経営上の重要事項については、法令及び定款の規程により取締役会で決議することとしており、特に資産及び財務に関する事項については類型ごとに金額基準を定め、これを超える案件については取締役会にて審議・決定しています。

[原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

[原則4－11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

<補充原則4－11②>

取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任はありません。

[原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針]

当社では、IR 担当取締役を選任するとともに、社長室をIR 担当部署としております。機関投資家等に対しては、決算説明会を毎半期開催しております。個人投資家に対しては別途個人向け説明会を開催することで当社に対する理解を深めていただくように努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社佐瀬興産	4,900,000	26.58
佐瀬 守男	1,510,600	8.19
日本製粉株式会社	1,078,000	5.85
イオンモール株式会社	560,000	3.04
佐瀬 由美子	511,200	2.77
サントリー酒類株式会社	509,000	2.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	220,100	1.19
オタフクソース株式会社	210,000	1.14
株式会社Jーオイルミルズ	210,000	1.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	149,700	0.81

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	12 月
業種	小売業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
寺山 昭英	他の会社の出身者	△										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

寺山 昭英	○	株式会社ファミリー、株式会社共立メンテナンス、株式会社カスミコンビニエンスネットワークス、株式会社ぱぱす、株式会社テラ・アソシエーションの取締役を歴任し、平成30年3月に当社社外取締役に就任、平成30年3月に当社独立役員に指定しております。 なお、「当社の取引先又はその出身者」「社外役員の相互就任の関係にある先の出身者」「当社が寄付を行っている先又はその出身者」のいずれにも該当しません。	人格、識見に優れ、高い倫理性を有していること、ホットランドグループの企業理念に共感し、その実現に向けて強い意志を持って行動していただけることおよび経営者としての豊富な経験と深い見識を有していることから、また同氏がこれまで培ってきた流通分野における豊富なビジネス経験と経営に関する知見などを当社グループの経営に生かしていただくため、社外取締役として選任しております。 なお、平成14年7月に当社監査役、平成16年8月に当社取締役社長に就任しましたが平成18年3月に当社取締役を退任しており当該事項以外に同氏と当社との間に人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれはありません。当社は独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しているため、独立役員として指定しております。
-------	---	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	員数の上限を定めていない
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人である有限責任監査法人トーマツと内部監査室及び監査役会は、会社法及び金融商品取引法に基づく法定監査の結果報告に加え、必要の都度相互の情報交換、意見交換を行うなどの連携を通じて監査の実効性と効率性を確保するよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
塚田 功	税理士													
辻谷 公夫	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塚田 功	○	過去において当社での勤務実績はございません。平成25年3月に当社社外監査役に就任、平成26年6月に当社独立役員に指定しております。 なお、「当社の取引先又はその出身者」「社外役員の相互就任の関係にある先の出身者」「当社が寄付を行っている先又はその出身者」のいずれにも該当しません。	税理士としての高い見識と豊富な実務経験に基づき、当該専門的見地からの提言・助言により当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外監査役に選任しております。 また、当社から役員報酬以外に金銭その他の財産を得ていないため、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、経営陣から独立した存在であると判断したため、独立役員として指定しております。
辻谷 公夫	○	過去において当社での勤務実績はございません。平成26年3月に当社社外監査役に就任、平成26年6月に当社独立役員に指定しております。 なお、「当社の取引先又はその出身者」「社外役員の相互就任の関係にある先の出身者」「当社が寄付を行っている先又はその出身者」のいずれにも該当しません。	同氏がこれまで培ってきた経験・知識に基づく提言・助言により当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外監査役に選任しております。 また、当社から役員報酬以外に金銭その他の財産を得ていないため、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、経営陣から独立した存在であると判断したため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、企業価値の増大、株主重視の経営意識を一層推進することを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、企業価値の増大、株主重視の経営意識を一層推進するため、当該対象者にストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬等の個別開示はしていません。取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び各監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議にて決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対する専従スタッフの配置は行っておりませんが、それぞれ総務部及び内部監査室が必要に応じてサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

【取締役及び取締役会】

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役1名）で構成されております。当社では月1回の定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、経営に関する重要事項の審議・意思決定及び業務執行状況の監督を行っております。

【監査役及び監査役会】

当社の監査役会は、監査役3名（うち、社外監査役2名）で構成されております。当社では月1回の定時監査役会を開催しております。監査役会では、監査状況の確認及び協議を行うほか、内部監査室長や会計監査人とも連携し、随時監査についての報告を求めています。

監査役は取締役会及び必要に応じてその他の社内会議へ出席し、経営の監視機能強化を図るとともに、重要な決裁書類の閲覧をし、取締役の職務執行及び意思決定についての適正性を監査しております。

【内部監査室】

当社は代表取締役社長直轄の組織として、内部監査室を設置し、内部監査室長1名を配置しております。内部監査室では、当社の各部門（各店舗を含む）及び子会社の監査を、内部監査規程及び年度計画に基づいて行い、会社の業務運営が法令、社内規程、経営方針等に従って、適切かつ有効に執行されているかを監査しております。監査の結果については、代表取締役・取締役・監査役等に報告しております。

【会計監査人】

当社は、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任しております。同監査法人及び当社監査業務に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。当社の監査役は、会計監査人から、監査計画や監査結果の報告を受けるとともに、期中においても必要な情報交換や意見交換を行い、相互の業務の連携を行いながら、当社の監査を実施しております。

なお、2017年度において業務を執行した公認会計士は、吉村孝郎（有限責任監査法人トーマツ）及び伊藤裕之（有限責任監査法人トーマツ）であり、いずれも継続監査年数は7年以内です。会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名及びその他4名です。

なお、内部監査室、監査役及び会計監査人は適時に協議及び意見交換を行い、連携を行う体制になっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会による業務執行の監督と監査役による監査を軸とした経営監視体制を構築しております。

当社がこのような体制を採用している理由は、企業価値の継続的な向上と社会からの信頼を獲得するため、当社に最も適した経営体制の構築を具現化できる体制であると考えているためであります。

なお、当社では、企業価値の最大化を図るうえで、独立した客観的な視点から経営に対する提言をいただき、監督機能の一層の充実を図るうえで、社外役員の果たす役割は重要であるとの認識にたち、また、取締役会において活発な意見交換が行われることで、意思決定の透明化、妥当性が担保されることとなるため、高い専門的知見を有する方を社外取締役として選任しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社では、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化を図るため、株主総会招集通知の早期発送、当社グループホームページへの招集通知の掲載に努めており、また、今後は電磁的方法による議決権の行使の導入を考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部署(担当者)を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、信頼される誠実な企業を目指して、社会に対して責任ある行動を取るための従業員の行動指針として「企業行動基準」を策定し、その中で役員を含む全従業員が目標とする姿を示し、当社が目指す理想の姿に向って努力することを宣言し約束しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	たこ焼を通じて、児童・養護施設等の子どもたちやお年寄りに笑顔を広げる目的で、ボランティア活動「銀だこカーが行く(沖縄～北海道)」を平成20年10月より開始し、訪問した施設等からご好評をいただいております。東日本大震災時にも、いち早く数多くの被災地を回り、銀だこカーによる炊き出しを行いました。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営の透明性を高め、株主、投資家等をはじめとするあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を促進し、適正な評価を得るために、積極的かつタイムリーで公平な情報開示に努めて参ります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社を含む当社グループは、企業倫理及び法令遵守の徹底、内部統制システムの強化を推進するとともに、経営の健全性・効率性・透明性を確保し、企業価値の向上を図ることを基本方針とします。
(2) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための監査体制を整備します。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程等に基づき、適切に保存及び管理します。
(2) 取締役及び監査役は、それらの情報を閲覧できるものとします。
(3) 情報の漏洩や不正使用の防止及び情報の有効活用のために、適正な管理体制の維持・向上に努めます。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 企業経営に重大な影響を及ぼす事象を認識し、未然に回避・防止するとともに、万一重大な事象が発生した場合には、損失又は不利益を最小化するための適切な措置を講じます。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役会規程を制定し、取締役会への付議事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、取締役会において審議及び決定を行います。
(2) 取締役会による決定を要しない一定の重要な事項については、営業会議等において議論を行い、職務の執行を決定します。
(3) 日常の職務執行においては、執行役員その他の責任者に権限を委譲し、各責任者が機動的かつ効率的に業務を執行します。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、関係会社管理に関する規程を定め、子会社の経営内容を的確に把握するために、子会社から経営管理部門の長に対し、月次報告、四半期報告、年度決算報告、その他重要事項について定期報告を実施します。
(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスク管理に関する規程に従って、グループ事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止または最小化のために、リスク管理委員会を必要に応じ開催し、リスクの把握および適切な対策を講じます。
(3) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、当社グループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度毎の当社グループの経営計画や予算等を定めます。また、子会社の経営上の重要事項について随時、子会社との間で事前協議を行うことで、効率性を確保します。
(4) 子会社の取締役、監査役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(イ) 経営管理部門は、当社及び子会社の全職員に対し、コンプライアンス教育を実施します。
(ロ) 子会社については、当社が指名する役員または使用人を取締役または監査役に選任させ、毎実施する取締役会において業務の適正を確保するとともに、グループ内の情報交換およびコンプライアンスに関わる課題の対処を行います。
(ハ) 内部監査部門は、当社および子会社の業務状況を内部監査し、内部監査に関する規程に従い随時、当社の代表取締役社長へ報告を行います。
(ニ) 当社は、グループ共通の内部通報制度を通じ、グループ各社の内部通報に迅速に対応できる体制を構築します。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて対応することとします。なお、補助人の人事異動、人事評価等については、監査役の同意を得るものとします。
7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役に帰属するものとします。また当該使用人の人事異動・人事評価等については、事前に監査役の同意を必要とするものとします。
8. 当社の監査役への報告に関する体制
(1) 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制
(イ) 常勤監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人からその説明を求めます。取締役または使用人は、監査役の要請に応じて必要な説明及び情報提供を行います。
(ロ) 取締役は、以下の事項について、発見し次第、遅滞なく当社の監査役に対し報告します。
ア. 職務執行に関して法令・定款に違反する、またはそのおそれのある事項
イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
ウ. 会社の業務または業績に影響を与える重要な事項
エ. 内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容
(ハ) 使用人は、アないしウの事項について、発見し次第、遅滞なく当社の監査役に対し報告します。
(2) 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
子会社の取締役、監査役及び使用人等は、前項(1)に従い当社の監査役に対し報告を行います。
9. 当社の監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 当社は、内部通報をしたことを理由として通報者に対し不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報に関する規程に明記するとともに、グループ各社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底します。
10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
(1) 当社は、監査役がその職務の執行に関して費用の前払い等を請求したときは、当該請求にかかる費用等が当該監査役の職務執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担します。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が実効的に行われることを確保するため、当社の内部監査及び会計監査人と適時に協議及び意見交換を行い、連携を行う体制をとります。
- (2) 取締役及び使用人は、監査役と意見交換を行います。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 一般に公正妥当と認められる企業会計その他の法令を遵守し、経理規程をはじめとする関連規程を整備して適正な会計処理を行います。
- (2) グループ内のすべての業務プロセスにおいてリスク管理を徹底するとともに、効率的で透明性のある内部統制の体制を目指します。
- (3) 財務報告に係る内部体制の整備・運用状況の評価を定期的の実施し、業務改善を行うことにより、有効かつ適正な内部統制報告書を提出します。

13. 反社会的勢力を排除するための体制

- (1) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力または団体とは一切関係を持たず、さらにこれらの勢力や団体からの要求を断固拒否し、これらと関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行いません。
- 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察、弁護士等とも連携して対応します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「反社会的勢力排除に関する規程」において、反社会的勢力との一切の関係・取引をしない、また利用しないこと、これを徹底するための組織体制を整備し、もって会社運営の適正および経営意思決定過程の適正性並びに役職員の生命、身体の安全を確保することを宣言しております。なお、反社会的勢力へは、担当部門（経営管理部）が警察、弁護士と連携して対応してまいります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

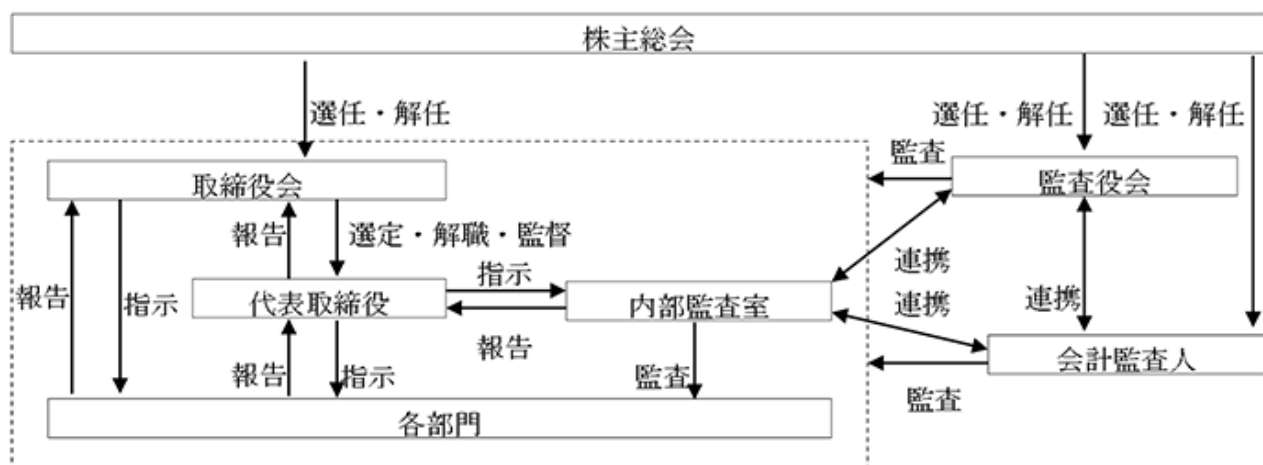
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速にディスクロースできる体制を構築しております。

適時開示に関する教育に関しては、役員・従業員（連結子会社の役員・従業員を含む）に対して重要会議及び研修会等の機会をとらえて適時開示の対象となる重要事実について周知徹底を図っております。

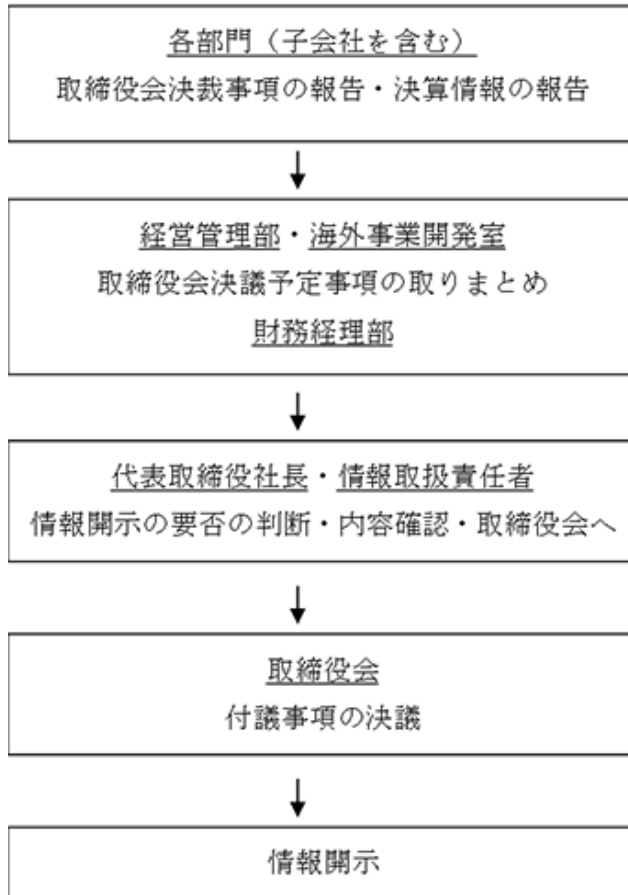
また、株主が当社グループに関する主な情報を公平にかつ容易に取得し得る機会を確保するため、当社ホームページ上に株主の利害に直接的影響を及ぼすと思われる情報等について随時掲載してまいりましたが、今後は東京証券取引所の規則等に基づく適時開示は当然のこと、当社ホームページをリニューアルし、適時開示制度において開示を求められていない事項についても可能な限り迅速かつ分かりやすい情報開示を進めるべく計画しております。

コーポレートガバナンス体制の概要（模式図）



会社情報の適時開示に係る社内体制及び業務フロー

＜当社グループ（子会社を含む）に係る
決定事実・決算に関する情報等＞



＜当社グループ（子会社を含む）に係る
発生事実に関する情報＞

